



令和5年5月11日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給</p>	<p>(担当)</p> <p>保健福祉部子ども未来課 子育て支援係</p> <p>担当氏名 小松 智彦</p> <p>電話 0544-22-1146</p> <p>内線 2175</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援する取組として、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。</p> <p>(内容)</p> <p>1 支給対象者</p> <p>(1) ひとり親世帯分</p> <p>ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している人</p> <p>イ 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。)</p> <p>ウ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人</p> <p>(2) ひとり親世帯以外分</p> <p>ア 令和4年度中に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象者</p> <p>イ 対象児童(平成17年4月2日以降生まれ(障害児については平成15年4月2日以降生まれ))の養育者であって、家計が急変し、収入が住民税非課税相当の人と同じ水準になっている人</p> <p>※ 令和5年4月以降令和6年2月末までに生まれる新生児も対象</p> <p>2 給付額 児童1人につき5万円</p> <p>3 手続き 上記(1)ア及び(2)アの人は申請不要。 上記(1)イ、(1)ウ及び(2)イの人については、申請が必要。申請時期は、令和5年6月1日から令和6年2月29日までを予定。(詳細は未定)</p> <p>4 支給方法 上記(1)アの人については児童扶養手当登録口座へ、上記(2)アの人について</p>	

は令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給口座へ5月29日(月)に振り込み。上記(1)イ、(1)ウ及び(2)イの人については原則として申請月の翌月28日(28日が金融機関の休業日となる場合はその翌営業日)に、申請時の指定口座へ振込。

5 その他  
全額国庫負担

(添付資料)

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内(ひとり親世帯・ひとり親世帯以外)